

○東海大学医療技術短期大学研究活動の不正告発相談窓口規程

(制定 2007年4月1日)

(設置)

第1条 「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会」規程第4条第1項第4号に基づき、「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正告発相談窓口」(以下「相談窓口」という。)を置く。

(任務)

第2条 相談窓口は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究活動の不正について教職員及びその他関係者からの相談への対応に関する事項
- (2) 「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会」及び「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正に関する調査委員会」への状況報告に関する事項
- (3) 告発者に対して不利益が生じないような保護対策等に関する事項

(構成)

第3条 相談員は、教職員の中から学長が指名する。

2 相談員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(守秘義務)

第4条 相談員は、本規程第2条の事項に関して、任期中に知り得た事項は外部に漏らし  
てはならない。

(設置場所)

第5条 相談窓口は、事務室とし担当者を置く。

付 則

この規則は、2007年4月1日から施行する。